

飯南町認知症を理解し寄り添うまちづくり条例

令和8年(2026年)4月1日施行

やさしい版



飯南町マスコットキャラクター
い〜にゃん

認知症は、誰もがなり得る身近な病気です。そして高齢者だけでなく若い人でも認知症を発症することがあります。『住み慣れた地域で安心して暮らす』ことができる飯南町を目指すため、この条例を作りました。



島根県 飯南町





条例のポイント

○第1条…条例の目的

誰もが『住み慣れた地域で安心して暮らす』ことができるよう、町、町民、事業者及び関係機関がそれぞれの役割をもって認知症についての理解を深め、認知症と診断された方やその周辺症状がみられる人（以降、本人）とその家族に寄り添えるまちを目指します。

○第2条…用語の意味

『認知症』『町民』『事業者』『関係機関』『認知症サポーター』『生活習慣病』について用語の意義を定めています。

『認知症』とは、学習や記憶障害などの認知機能の低下などを含む諸症状のことをいいます。

○第3条…基本理念について

認知症の有無にかかわらず、本人とその家族に地域全体で寄り添い、飯南町で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現をめざします。

また、認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識のもと、町、町民、事業者、地域及び関係機関はそれぞれの役割を認識し、相互に連携して本人が安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

○第4条…町の責任

町は、基本理念にもとづき、本人とその家族の生活や介護における課題を踏まえ、本人が希望をもって自分らしく暮らし続けることができるまちづくりのための施策を町民、事業者、地域及び関係機関との連携及び協力により、認知症に関する施策を総合的に推進していきます。

○第5条～第7条…みんなができること

***町民のわたしたちができること**

- ・認知症について正しい知識を得てその理解を深め、介護予防、見守りなど町民相互の支え合いの活動に取り組みます。
- ・町、事業者及び関係機関が実施する認知症に関する取組に参加します。

***事業者(町内で事業活動を行う企業や商店など)ができること**

- ・従業員が認知症に関する正しい知識と理解を深めるために必要な教育を実施するよう努めます。
- ・町、町民、事業者、関係機関が実施する認知症に関する取組に協力するよう努めます。

***関係機関(医療や介護、福祉などの本人とその家族の支援にかかわる機関)ができること**

- ・相互に連携して、早期から本人の変化に気づき、安心して暮らし続けることができるよう努めます。

○第8条～第10条…認知症に関する町の施策

***人材の育成と正しい知識の普及**

- ・認知症サポーターの養成を積極的に推進します。
- ・研修会の開催や広報媒体を活用した普及啓発に努めます。

***認知症予防**

- ・生活習慣病予防、健康診断の受診勧奨及び運動習慣と栄養改善に関する指導、通いの場への支援など認知症の予防に効果的な取り組みを行います。

***本人とその家族への支援**

- ・本人とその家族が相談や交流のための環境づくりや地域における認知症の理解を深める取り組みに対する支援を行います。
- ・認知症の進行に応じた適切な支援を早期に行うため、関係機関との連携体制を整備します。



💡 認知症サポーターとは

認知症サポーター養成講座を受講し、
認知症に対する正しい知識を持って、地域
及び職域で本人及び家族をできる範囲で
手助けする人です。



全国キャラバン・メイト連絡協議会
認知症サポーターPRキャラクター
「ロバ隊長」

ロバ隊長は、認知症サポーターキャラバンのマスコットキャラクターとして、認知症に対する理解を深め、地域社会での支援を促進するために作られました。

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するため、ロバのように急がず、着実に一步一步進んでいくという思いが込められています。

急がず、ゆっくり 寄り添う



飯南町役場 保健福祉課

島根県飯石郡飯南町頓原 2064 番地

電話 0854-72-1770

